

「気象等警報発令時の対応について」改正のお知らせ

令和8年5月29日

公益財団法人大阪府都市整備推進センター
 阪南事業所

契約者 各位

気象庁からの新たな「防災気象情報」の提供開始に伴い、「建設発生土搬入要領(3. 受入時間、受入休業日、業務停止等)」「搬入車証(裏面(3))」に記載の「気象等警報発令時の対応について」を令和8年5月29日付にて改正しましたのでお知らせします。今後の警報発令時の対応につきましては必ず改正後の表をご参照ください。

気象等警報発令時の対応について(改正後)

ケース	I	II	III
発令等の内容	<p><u>特別警報</u> (暴風、暴風雪) <u>高潮危険警報(レベル4)</u> <u>暴風警報</u> <u>高潮警報(レベル3)</u> <u>津波警報</u></p>	<p>大津波警報 <u>高潮特別警報</u> (レベル5)</p>	<p><u>震度5弱以上の揺れ</u> <u>その他、雷、竜巻、濃霧、大雨</u> (レベル5~2)、<u>波浪の警報又は</u> <u>注意報の発令等により、業務継</u> <u>続が危険とされる場合</u></p>
発令等の地域	岸和田市を含む地域	大阪府	岸和田市又は阪南事業所
業務の対応	業務停止	業務停止	安全が確認できるまで業務停止
業務の再開	警報等解除後に安全を確認した後		停止事象解消後に安全を確認した後

改正前(参考)

ケース	I	II	III
発令等の内容	<p>特別警報 暴風、暴風雪、高潮 警報 (暴風、高潮、津波)</p>	大津波警報	地震、大雨、濃霧、雷等により業務に支障がある場合
発令等の地域	岸和田市を含む地域	大阪府	岸和田市又は阪南事業所
業務の対応	業務停止	業務停止	安全が確認できるまで業務停止
業務の再開	警報等解除後に安全を確認した後		停止事象解消後に安全を確認した後